

木曾岬町教育委員会 障害者活躍推進計画

令和2年3月

機関名	木曽岬町教育委員会
任命権者	木曽岬町教育長
計画期間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間）
木曽岬町教育委員会における障害者雇用に関する課題	木曽岬町教育委員会においては、職員総数が30名程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 障害者である職員が在籍することもなく、これまで大きな問題は生じていないところであり、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
①採用に関する目標	木曽岬町と合算して、新たに障害者（１名）の採用を目指す。
②定着に関する目標	なし ※今後、障害者雇用の場合は、障害者である職員の定着状況データを把握する。
取組内容	
１.障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として教育課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
２.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、職務整理表や組織内アンケート等を活用して、負担なく遂行できる職務の選定（既存業務の切出し等）及び創出（複数の作業の組み合わせによる新規業務の創出等）について検討する。
３.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
４.その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。